

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：高岡市

令和8年7月2日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.0	%
全職員	77.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	114.2	%
本庁課長相当職	86.1	%
本庁課長補佐相当職	95.7	%
本庁係長相当職	96.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	89.7	%
31～35年	92.8	%
26～30年	85.6	%
21～25年	86.7	%
16～20年	85.5	%
11～15年	85.9	%
6～10年	88.5	%
1～5年	74.9	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当額に占める男性の割合は83.6%である。
- ・管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当額に占める男性の割合は70.5%である。
- ・勤続年数が短い区分ほど、給与水準の高い医師の職員数の割合が多くなっており、男女の給与の差異が大きくなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・当該職員については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・会計年度任用職員については、他の職種に比べて給与水準が高い医師等が給与総額に占める男性の割合が高く、男性の平均給与額を押し上げている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、議会議務局、監査委員事務局、農業委員会、消防本部、上下水道局）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	33. 5%

【説明欄】

令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数から集計したもの。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	19. 4%
本庁課長相当職	39. 5%
本庁課長補佐相当職	37. 7%
本庁係長相当職	34. 6%

【説明欄】

令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数から集計したもの。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	74. 3%
女性	100. 0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	71. 4%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	—	20.0%
1 週間以上 2 週間未満	3.8%	0.0%	—	0.0%
2 週間以上 1 月以下	46.2%	0.0%	—	0.0%
1 月超 3 月以下	30.8%	0.0%	—	0.0%
3 月超 6 月以下	15.4%	0.0%	—	20.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	2.4%	—	60.0%
9 月超 12 月以下	3.8%	65.9%	—	0.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	24.4%	—	0.0%
24 月超	0.0%	7.3%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員のうち男性について、令和 7 年度において新たに育児休業の取得対象となった職員がいないことから、育児休業取得率および取得期間の分布状況は「-」としている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	17.2 時間／月
内部部局等以外	6.6 時間／月

【説明欄】